

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月11日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第35号

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則（平成7年郡山市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（ごみ集積所の基準） 第7条 条例第29条第2項に規定する規則で定めるごみ集積所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) （略） (4) ごみ集積所の設置は、おおむね20世帯から30世帯ごとに1か所とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア・イ （略） ウ <u>要援護者（自ら家庭廃棄物を排出することが困難であり、かつ、親族その他の者からの協力を得ることができない高齢者等をいう。）の居住する建物に設置する場合</u> (5) （略） 2 （略） （一般廃棄物減量計画） 第12条 （略） 2 一般廃棄物減量計画は、<u>事業系一般廃棄物減量等計画書（第5号様式の2）により作成するものとする。</u> 3 一般廃棄物減量計画は、<u>4月1日から翌年3月31日までの期間で作成し、当該期間内の6月末日までに市長に提出しなければならない。</u>	（ごみ集積所の基準） 第7条 条例第29条第2項に規定する規則で定めるごみ集積所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) （略） (4) ごみ集積所の設置は、おおむね20世帯から30世帯ごとに1か所とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア・イ （略） (5) （略） 2 （略） （一般廃棄物減量計画） 第12条 （略） 2 一般廃棄物減量計画は、<u>当該事業者の事業年度ごとに作成するものとする。</u> 3 一般廃棄物減量計画は、<u>次に掲げる事項について定めるものとする。</u> (1) <u>一般廃棄物の発生量</u> (2) <u>自ら処理する場合の方法及び処理量</u> (3) <u>一般廃棄物の排出量、委託先及び処理の方法</u>

(準用の基準)

第13条 条例第33条第3項の規則で定めるものは、その所有し、又は管理を請け負う建物が次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建物

(一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

第14条 条例第34条の規定により許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（第6号様式）又は一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（第7号様式）に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請にあっては、第1号、第3号、第4号、第7号から第9号まで、第11号及び第12号に掲げる書類及び図面並びにこれら以外の書類及び図面にあっては変更のあったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(4) 事業の用に供する主要な再生品及び再生資源の種類及び量

(5) 一般廃棄物の減量、処理及び再利用について責任を有する者の職及び氏名

(6) 一般廃棄物の発生の抑制、再利用の推進等に関する従業員の教育及び関係者の啓発に関する事項

(7) 前各号に定めるもののほか一般廃棄物の減量に関する事項

4 一般廃棄物減量計画を記載した書類には、前項に規定するもののほか、業種、従業員数、敷地面積、延床面積その他の事業所の概要及び当該計画作成前1年間の同項第1号から第4号までに掲げる事項の実績を記載しなければならない。

(準用の基準)

第13条 条例第33条第3項の規則で定める者は、その所有し、又は管理を請け負う建物から排出される事業系一般廃棄物の量が年間100トン以上である者とする。

(一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

第14条 条例第34条の規定により許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（第6号様式）又は一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（第7号様式）に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請にあっては、第1号、第3号、第4号、第8号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる書類及び図面並びにこれら以外の書類及び図面にあっては変更のあったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7)～(13) (略)

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第21条 (略)

(1)～ (5) (略)

(6)～(12) (略)

(7) 申請者（法人にあっては代表者）の印鑑証明書

(8)～(14) (略)

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第21条 (略)

(1)～ (5) (略)

(6) 申請者（法人にあっては代表者）の印鑑証明書

(7)～(13) (略)

第5号様式の次に次の1様式を加える。

____年 ____月 ____日

事業系一般廃棄物減量計画書 (____年度)

郡山市長

提出者 住所 〒 ____
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

担当者名
電話番号 ____ - ____

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第33条の規定に基づき、事業系一般廃棄物減量計画書を提出します。

対象となる建物	所在地	〒 ____				
	名 称					
	所有者名					
	延べ床面積	延べ床面積 _____ m ² ※駐車場は除く。 (内訳) ☐ 事務所 _____ 社 合計 _____ m ² ☐ 店舗 _____ 社 合計 _____ m ² ☐ _____ 社 合計 _____ m ²	用途	☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 病院 ☐ ホテル ☐ 金融機関 ☐ 工場 ☐ 学校 ☐ 介護施設 ☐ 官公庁 ☐ その他(_____)		
			従業員数	_____ 人		
事業系一般廃棄物の排出量の前年度実績と今年度計画	事業系一般廃棄物の内訳		排出量(kg) ※可燃物は廃棄量、資源物(リサイクルできるもの)は資源化量を記入		処理業者、リサイクル先等	
			前年度の実績	今年度の計画	運搬方法(委託の場合は委託業者名)	リサイクル先又は処分業者名
	可燃物 (リサイクルできるもの以外)					
	可燃物の小計(A)					
	資源物 (リサイクルできるもの)					
資源物の小計(B)						
合計(C = A + B)						
資源化率(B/C) %						

事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組

事業者名

前年度の取組と総評	前年度の取組	
	上記以外に取り組んでいる具体的な内容	
	前年度の総評	
	排出量が前年度と比べ増減した主な理由	
今年度の目標と取組	今年度の目標	
	今年度の取組	
廃棄物に関する全般的な問題点		

備考 本計画書は、今年4月1日から翌年3月31日までの事項について記入し、今年6月末までに提出してください。

附 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条、第14条及び第21条の改正規定は公布の日から施行する。